

## 規制シート(様式)

(別紙1)

160195102260001

平成27年7月9日

規制の名称	診療放射線技師の業務実施体制の制限	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	<p>○診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第26条(略)</p> <p>2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 略</p> <p>二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。</p> <p>三 略</p>	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	医政局医事課 課長 渡辺 真俊
規制目的	放射線の照射が人体に及ぼす影響を踏まえ、その安全性を担保するため。		
規制内容の概要	<p>診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第26条第2項本文では、診療放射線技師は、原則、病院又は診療所以外の場所で、人体に対する放射線の照射等の業務を行ってはならないこととされている。</p> <p>ただし、この例外として、多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)のために一定の強度のエックス線を照射するとき等は、病院又は診療所以外の場所であっても、その業務を行うことができるとされている。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	<p>多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下、一定の強度のエックス線を照射するときであれば、病院又は診療所以外の場所であっても業務を行うことができるとされていたが、これに加え、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)のために一定の強度のエックス線を照射するときも、医師又は歯科医師の立会いを求めないこととする法律改正を行い、平成26年6月25日から施行されている。</p>	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	御要望の検査については、人体に及ぼす影響を踏まえ、引き続き安全性を担保する必要があるため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等を含 む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委 任の根拠となる法令 の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令 の委任の範囲に入 る理由</p>	<p>—</p>